

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月28日
【会社名】	東洋紡株式会社 (旧会社名 東洋紡績株式会社)
【英訳名】	TOYOBO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坂元 龍三
【本店の所在の場所】	大阪市北区堂島浜二丁目2番8号
【電話番号】	大阪(06)6348-3137
【事務連絡者氏名】	財務部長 大槻 弘志
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東五反田二丁目10番2号
【電話番号】	東京(03)6422-4811
【事務連絡者氏名】	東京総務部長 赤坂 佳一
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成24年4月2日
【発行登録書の効力発生日】	平成24年4月10日
【発行登録書の有効期限】	平成26年4月9日
【発行登録番号】	24-関東53
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 50,000百万円
【発行可能額】	35,000百万円
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成25年6月28日(提出日)である。
【提出理由】	平成25年6月27日に関東財務局長に提出した訂正発行登録書の内容に訂正すべき箇所があり、これを訂正するため、本訂正発行登録書を提出するものである。
【縦覧に供する場所】	東洋紡株式会社東京支社 (東京都品川区東五反田二丁目10番2号) 東洋紡株式会社名古屋支社 (名古屋市中区栄三丁目2番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注) 平成24年6月28日開催の第154回定時株主総会の決議により、平成24年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。なお、英訳名に変更はありません。

【訂正内容】

平成25年6月27日に関東財務局長に提出した訂正発行登録書の訂正内容は以下のとおりである。訂正箇所は下線で示しているとおりでである。

(訂正前)

【効力停止期間】

この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成25年6月27日(提出日)である。

(訂正後)

【効力停止期間】

この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成25年6月27日(提出日)から平成25年6月28日までである。